

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 8月17日(水) 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま (中央2-4-3)

9時～18時

※8/13(土)、14(日)、15(月)、16(火)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 8月10日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※8月8日(月)12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 第2木曜日 10時～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二(忠海中町) ☎ 26-0607

消費生活相談室便り

～相談急増!「お試し」のつもりが定期購入に?～

【事例①】

インターネットでSNS(会員制交流サイト)の広告を見て初回お試し価格500円のサプリメントを注文した。体に合わなかったため解約を申し出たが、5回以上の定期購入が条件となっていると拒否された。解約する場合は、初回分の価格が通常価格の5,000円になると説明され、納得できない。

【事例②】

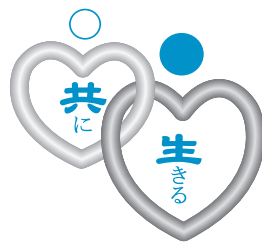
広告チラシでお試し価格の健康食品を見つけ電話で注文した。しかし効果がなく一度限りだと思っていたので放っておいたら、2回目の商品と振込用紙が届いた。おかしいと思い連絡を取ろうとしても電話が混み合っていてつながらない。

〈アドバイス〉

事例のように、消費者がインターネットやテレビ、新聞などの広告をみて商品をお試し価格で申し込んだところ、実際は定期購入契約だったというトラブルが急増しています。このような通信販売の解約においては、基本的には契約内容に沿った対応になります。表示が小さい、判断が難しいという場合や事業者と連絡がつかない、など交渉が難しい場合はお気軽にお尋ねください。

なお体調を崩してしまった際はすぐに商品の使用をやめ、症状が改善しない場合は速やかに医師の診断を受けましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



すべての人が安心して暮らせるために ～生活困窮者自立支援制度について～

一つ目は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」です。生活困窮者が目指す自立とは、経済的自立・日常生活の自立・社会生活の自立です。生活困窮者の多くは自信や自己肯定感・自尊心を失い傷つきやすくなっています。一人ひとりをかけがえのない存在として受け止め、支援していくことが大切です。

二つ目は、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」です。生活困窮者をもつ多様で複合的な課題を解決するためには、地域住民・関係機関・行政等が協働で取り組むことが求められます。

また、誰もが地域住民の一人として、持っている力を発揮しながら生活できる環境をつくる必要があります。

制度の対象者

生活困窮者自立支援制度の対象者は、経済的困窮だけでなく、社会的孤立状態である人も多くいます。従来の社会福祉制度では、対象者別に縦割りとなり、「制度の狭間」の対象者に対して十分な対応ができない状況がありました。生活困窮者自立支援制度では、「制度の狭間」の対象者をなくし、排除のない対応を目指しています。

具体的な支援の内容について

生活困窮者自立支援法では、必須事業として自立相談支援事業・住居確保給付金事業があり、任意事業として家計相談支援事業を4月から実施しています。

自立相談支援事業では、生活の困りごと、不安について支援員が相談者の声を聞き、思いを尊重しながら、自立に向けた支援をします。

住居確保給付金事業では、離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

家計相談支援事業では、家計の現状の「見える化」を図り、出納管理の支援、滞納の解消、債務整理等の相談支援を行い、支援対象者の生活意欲の向上や生活の安定につながる取り組みを行っていきます。

ご相談ください

市においては、すべての人が安心して暮らせるために、生活に困窮する人の相談等に応じられています。相談や申請の秘密は守られ、必要に応じて各種制度等の案内もしています。ひとりで悩まず、まずご相談ください。

人権擁護委員の森川愛子さんと坂本忠明さんが表彰されました

人権擁護委員としての功績が顕著であったとして、市人権擁護委員の森川愛子さんと坂本忠明さんが、6月15日に開催された広島県人権擁護委員連合会総会において表彰されました。

全国人権擁護委員連合会長表彰

森川 愛子さん (竹原地区)

広島法務局長表彰

坂本 忠明さん (吉名地区)



問い合わせ

社会福祉課係 (福祉会館内)
☎ 22-7742
社会福祉協議会 (ふくしの駅内)
☎ 22-5131